

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年郡山市規則第36号。以下「細則」という。）第8条の規定により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第1項第3号の規定に基づく郡山市長期優良住宅の認定における居住環境の維持及び向上への長期優良住宅建築等計画の認定に関する基準を次のように定める。

平成21年6月8日

郡山市長 原 正 夫

郡山市長期優良住宅の認定における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準

1 細則第2条第1号に関する基準

次の表の左欄に掲げる地区計画等のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画が定められている区域（当該区域に係る地区整備計画において当該区域が2以上の地区に区分されているものにあつては、それぞれ区分された地区の区域）内においては、申請建築物（法第5条第1項から第3項まで及び第8条の認定申請に係る住宅を含む建築物をいう。以下同じ。）は当該地区整備計画に定められている建築物等に関する事項のうち同表の右欄に掲げる事項（建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2に規定する条例により建築物等の制限として定められている事項を除く。）に適合すること。

地区計画等	地区整備計画に定められている建築物等に関する事項
日和田町五庵地区計画	(1) 建築物等の用途の制限
八山田第二地区計画	(2) 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度
御前南・中谷地地区計画	(3) 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度
富田東地区計画	(4) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度
日和田千峰坦地区計画	(5) 建築物の敷地面積の最低限度
熱海町長橋地区計画	(6) 壁面の位置の制限
東山ヒルズ地区計画	(7) 壁面後退区域における工作物の設置の制限
喜久田東原地区計画	(8) 建築物等の高さの最高限度
片平町中ノ目地区計画	(9) 建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限（数値基準により客観的に判断できる制限に限る。）
安積町平ノ上地区計画	(10) かき又はさくの構造の制限（数値基準により客観的に判断できる制限に限る。）
田村町穂多礼地区計画	
郡山南拠点地区計画	
安積町田向地区計画	
東宿再開発地区計画	
片平地区集落地区計画	

2 細則第2条第2号に関する基準

建築基準法第73条第1項の規定により認可をした郡山市大平ニュータウン建築協定区域内においては、申請建築物は、当該建築協定に定められている建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠及び建築設備に関する基準に適合すること。